

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会要項の一部改正について

改正理由：国際戦略推進本部の部会の設置に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年3月17日制定）第6条第1項及び第5項の規定に基づき、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）に、東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 部会は、東アジア教員養成国際コンソーシアム事業（以下「コンソーシアム事業」という。）を円滑に実施するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) コンソーシアム事業の企画・立案に関すること。</p> <p>(2) コンソーシアム事業の実施に関すること。</p> <p>(3) コンソーシアム事業の広報活動に関すること。</p> <p>(4) その他コンソーシアム事業の実施に必要な業務に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>国際を所掌する理事</u></p> <p>(2) <u>国際を所掌する理事</u>が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 国際課長</p> <p>2 前項第2号の委員は、必要に応じて非常勤講師をもって充てることができる。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年3月17日制定）第6条第1項及び第5項の規定に基づき、国際戦略推進本部（以下「推進本部」という。）に、東アジア教員養成国際コンソーシアム事業実施部会（以下「部会」という。）を置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 部会は、東アジア教員養成国際コンソーシアム事業（以下「コンソーシアム事業」という。）を円滑に実施するため、必要な業務を行うことを目的とする。</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 部会は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) コンソーシアム事業の企画・立案に関すること。</p> <p>(2) コンソーシアム事業の実施に関すること。</p> <p>(3) コンソーシアム事業の広報活動に関すること。</p> <p>(4) その他コンソーシアム事業の実施に必要な業務に関すること。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 部会は、次に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) <u>理事（教育・国際担当）</u></p> <p>(2) <u>理事（教育・国際担当）</u>が委嘱する者 若干名</p> <p>(3) 国際課長</p> <p>2 前項第2号の委員は、必要に応じて非常勤講師をもって充てることができる。</p>

3 前項の非常勤講師には、東京学芸大学特命教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく特命教授等の称号を付与することができる。

（任期）

第5条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等）

第6条 部会に部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから国際を所掌する理事が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

（報告）

第7条 部会長は、部会が行った業務を推進本部に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、学務部国際課が処理する。

（要項の改廃）

第9条 この要項の改廃は、国際戦略推進本部の議を経て本部長が定める。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要項は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

3 前項の非常勤講師には、東京学芸大学特任教授等に関する規程（平成16年規程第48号）第4条の規定に基づく特任教授等の称号を付与することができる。

（任期）

第5条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会長等）

第6条 部会に部会長を置き、部会長は第4条第2号の委員のうちから理事（教育・国際担当）が指名する。

2 部会長は、部会を招集し、議長となる。

（報告）

第7条 部会長は、部会が行った業務を推進本部に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 部会の庶務は、学務部国際課が処理する。

（要項の改廃）

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

（補則）

第10条 この要項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会が定める。